

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	AAU Trading/ Green Investment Schemes (GIS) AAU 取引 / グリーン投資スキーム (GIS)
主催	国際排出量取引協会 (IETA)
日時	2005 年 12 月 1 日 (木) 13:00 ~ 15:00
主要討論者	John Drexhage 氏 (持続可能な発展のための国際研究所 (IISD)) Chris McDermott 氏 (カナダ環境省) Klaus Radunsky 氏 (オーストリア連邦環境庁) Morten Sorensen 氏 (ロシアカーボンファンド) Jurgen Salay 氏 (欧州委員会 (EC)) 司会 : Edwin Aalders (IETA)
傍聴者	約 50 名
目的	GIS の発展とグリーン AAU が市場に与える影響について検討する。加えて、グリーン AAU を遵守に活用することの考え方及び可能性についても議論する。
発表の概要	<p><u>John Drexhage 氏 (IISD) 「カナダの国際的なクレジット購入のグリーン化」:</u></p> <p>このサイドイベントは、現行の京都メカニズムだけでなく、ポスト 2012 にも資する事項に関するものである。カナダにとっては、グリーン化 AAU は重要である。日本やアメリカと共にカナダも、京都での COP ではキャップ制に反対であったが、COP から削減目標マイナス 6% を持って帰国した後に待っていたのは、NGO などからの強烈的なコメントであり、排出量取引などの対費用効果的なメカニズムを用いて達成すべきのものであった。もちろん重要なのは国内における適切な技術開発であり、二番目にロシアや東欧の余剰クレジットの獲得であった。ただし、余剰クレジットの獲得の条件として、単なる海外投資ではなく、環境に配慮したものとすべきであるというものであった。プロジェクトベースの CDM や JI と共に、IET の活用も重要であるが、その前提として「グリーン化」の基準に合致したものであることが必要とされた。</p> <p>カナダの京都目標遵守にとって、グリーン化は重要である。カナダは相当量のクレジットを国際的に購入する必要があるが、「ホットエアー」の購入は受け入れられない。また、グリーン化は、国際排出量取引 (IET) の効率性・信用度にとっても重要である。IET は気候変動体制の要石であり、グリーン化の要素なしでは第 1 約束期間の IET は成功し得ないし、グリーン化が成功すれば IET の長期的な役割にも好影響を及ぼす。</p> <p>カナダはグリーン化 AAU の買い手であり、したがって AAU 市場の初期段階においてカナダは先導的役割を果たすべき機会を得る。CDM/JI 市場で行った以上にすばやく行動する必要がある。</p> <p>グリーン化の基準に関しては、現時点では様々な可能性がある。グリーン化 AAU の取引は二国間取決めで行われ、この点で CDM などの多国間アプローチとは異なるため、特定の排出削減プロジェクトから気候変動政策能力の強化まで、可能性としては様々考えられる。また、量的には「ハード」グリーン化と「ソフト」グリーン化が考えられ、2008 ~ 2012 年期間とポスト 2012 でのグリーン化も異なるはずである。分野別又は技術別にも考えられる。</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

グリーン化によって、カナダが恩恵を享受するのは明らかである。AAU 取引に関して、サービス・技術・能力開発を提供できるし、ガス輸送・エネルギー効率・保全においても強みを発揮できる。また、グリーン化によって、ホスト国における長期的な変遷と持続可能なエネルギーへの転換を効果的に促進できる。つまり、CDM や JI などでは難しいもの、すなわちエネルギー分野の改革や省エネ基準の策定などの政策変更の支援、クリーンな技術の普及に対する投資、交通分野のような対処が難しい分野への取り組みなどについて、グリーン化を通してアプローチできる。

グリーン化の取引は、政府対政府で行われなければならないであろう。その場合の民間分野の果たすべき役割は、政府とのパートナーシップであり、共同起業である。課題としては、カナダにおいてはグリーン化支援体制の構築であり、例えば気候基金に対する課題とも言える。ホスト国における課題は、透明性と良好なる統治の確保である。

最後に、AAU 取引には誰が参加できるのかという問題は未だ明確にされていないため、基本的には政府対政府の取引になるだろうと思うが、民間企業が AAU を売買できるのかについて可能性がないわけではないと思う。今後検討されていくであろう。

Chris McDermott (カナダ環境省 気候基金)「AAU のグリーン化：国際排出量取引における環境十全性の促進」:

カナダ環境省の気候基金は、国内クレジットや京都議定書ユニットを購入するカナダ政府の基金である。

余剰 AAU の購入における環境十全性の促進は、UNFCCC の交渉の中で始まった。責任と約束期間中の保管、締約国の適格性要件（京都議定書に参加すること、国別インベントリ・レジストリーを作成することや、排出量予測ができることなど）、インベントリの調節、レジストリーと国際取引ログ（レジストリーは透明性の確保のために重要である）について検討され、国レベルのイニシアチブを通してさらに強化されてきた。

カナダは「グリーン化」の概念について検討してきたが、カナダの 2005 年気候変動計画では AAU の「グリーン化」に関するパラメーターを提示している。それは、二国間取極による管理、AAU 販売による収入の 100% が売り手に再投資されること、売り手国の GHG 削減に寄与するプロジェクト・活動に直接再投資されること、また、LFE システムの下ではグリーン化された AAU のみが大規模最終排出者（LFE：石油・ガス、鉱工業、熱電気の事業者など）による利用が可能であること、である。

カナダ 2005 年気候変動計画で述べているが、GHG 削減に寄与するプロジェクトのタイプには、ソフトとハードがあり、ソフトグリーン化プロジェクトは、公教育や能力開発のような数量化できない排出削減プロジェクトであり、ハードグリーン化プロジェクトは、獲得 AAU と実質削減量が 1:1 の割合で数量的に排出削減されるプロジェクトである。ハードプロジェクトの方の AAU の方が价格的に高くなると予想される。

AAU の獲得・移転の時期、及び再投資の時期についても、詳細に検討した問題である。獲得時期の問題には、インベントリやレジストリーの整備が必要不可欠な前提条件となるが、このインベントリ・レジストリーの整備がある国においてどの程度進んでいるのか、果たしてそれで適格性基準をクリアしているのかが不明確であり、これが移転リスクとなる。この移転リスクを低減させるためには、特に京都メカニズム参加の適格性要件に関する能力開発が重要となる。AAU の購入を 2015 年 7 月まで可能とする要素であり、これは京都議定書の第 1 約束期間終了後であるため、AAU をさらに魅力的なもの

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

することとなると同時に、国内政策・手法の策定が排出削減をどのように達成し、最終的な調整に AAU を利用する方法も考慮できる。最も重要な点としては、再投資の時期である。プロジェクト資金は多額であるため市場動向に影響を与えうるが、AAU を活用することは京都議定書上の制約、特に 2012 年までという期限の制約を受けない。

制度的な問題として、責任、報告、レビュー、紛争解決、罰則、及びカナダの LFE の役割などについて、さらに検討しなければならない。この問題は極めて重要である。カナダの「グリーン化」アプローチは 2006 年初頭に最終決定する予定である。

Klaus Radunsky 氏（オーストリア連邦環境庁）:

オーストリアは、様々な理由により、グリーン投資スキーム（GIS）に積極的な関心を持っている。また、EU ETS が存在し、さらに EU ETS と CDM・JI との連結指令もある。ダブルカウンティングを回避しなければならないため、排出量取引に関係する分野別プロジェクトは JI プロジェクトとして有意義なもの出来ない。オーストリアは、JI/CDM プログラムを策定しており、ERU と CER はこのプログラムを通して購入する。また中央・東ヨーロッパ諸国への JI を通じた投資も、その隣国諸国は EU 加盟国となり、EU ETS に参加してくるため、積極的に取り組んでいる。カナダのシステムは非常に幅広であるが、オーストリアの JI/CDM プログラムは近隣諸国に限り限定的に行うものであり、AAU の購入は JI と連結して行う。

オーストリアが GIS に特に関心を寄せているのは、GIS は政府間で決定でき、事案ごとの対応が可能となるためである。

Morten Sorensen 氏（ロシアカーボンファンド）「ロシアにおける AAU/GIS の役割」:

ロシアカーボンファンドはロシア及び CIS 諸国における JI プロジェクトの開発のための民間の投資企業である。現在総計 100Mt 以上の予想削減量の 65 のプロジェクトが準備中である。Renova グループ（ロシアの重要産業の大グループ）の一企業である Columbus Nova が大株主であり、ほかに国際的な株主がある。カーボンファンドの目的は、ロシアと国際カーボン市場とのギャップを埋め、ロシア国内での費用対効果の高い排出削減を実現し、カーボン市場価格と現地の炭素価格との裁定取引のチャンスをもっと有利に進めることである。

京都議定書を遵守するためには市場だけでは不十分であるが、ロシアはその不足分を補うための最大の供給者である。世界銀行の試算では 2008～2012 年で約 10 億 t である。また、ロシアの JI（トラック 2）承認手続きが間もなく設定されるが、2 年間で 1,000 のプロジェクトを準備・承認・実施することは実現性に乏しい。重要な問題は、ロシアのポテンシャルをどのようにしてロシアと国際カーボン市場の両者の益となるように活用するか、である。

理論上は様々な方法が可能である。AAU による改善型 JI や、グリーン投資スキーム（GIS）政府間 AAU 取引、国内排出量取引体制との連携などが挙げられる。しかし、実践的には実現性に乏しい。第 1 約束期間が始まるまでにわずか 2 年しか残されておらず、それにもかかわらずロシアが AAU を直接利用するためには特別な法整備が必要である。またロシア政府は政府間取引を行わない姿勢をとっており、ロシア国内排出量取引制度を創設にはかなり時間がかかるだけでなく、EU ETS との互換性確保や信用度・透明性の証明も困難である。

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

代替策として、AAU 保証型移転を通じた改善型 JI を提案している。その概要は、電力、廃棄物管理、石油掘削、ガスなどの各分野におけるプロジェクトによる排出削減量を一つの炭素クレジットプールに蓄え、各プロジェクトの削減量によるプール制度がロシア政府に炭素クレジットの実施保証を与え、ロシア政府は買い手に移転保証を与え、買い手は財政的保証をプールに与えるというシステムである。このシステムによる利点は、プロジェクト実施に伴う移転リスクを排除できること、契約上の想定削減量を準備することによって供給量が増加されること（したがって現在は実現性が乏しいとされるプロジェクトを活かすことが可能となりうる）、確実性が増し、高価な製品が作られること、標準化プロジェクト・複製プロジェクトを通じ、類似のプロジェクトや投資タイプに対して簡易な承認が行われること、トラック 2 のプロジェクトの準備に AAU による保証という改善性が追加され、柔軟性が増すこと、である。

Jurgen Salay 氏（欧州委員会（EC））:

ロシアで国内排出量取引制度ができれば、2012 年以降の遵守コミットメントについても明確な方向性が出てくるのではないだろうか。

グリーン投資スキーム（GIS）は、余剰のクレジットを活用する排出量取引で、持続可能な開発と環境に資するだけでなく、経済的ニーズをも満たすものである。買い手としての EU が調整するのは難しいので、GIS は域内であっても二国間での取決めで行われることになるだろう。EU ETS のモニタリングと認証は非常に厳しいので、EU ETS の下で余剰の AAU の取引は行われたいと思われる。

質疑応答

Q1（パナマ DNA Drexhage 氏）：取引クレジットのグリーン化要件としての基準はどのようになるのか？

A1（Drexhage 氏）：二国間協議されるものであるため、様々な基準となるであろう。

Q2（Drexhage 氏）：民間事業者が AAU 取引に参加できるのか？

A2（Drexhage 氏）：発表の最後でも述べたように、民間事業者が AAU を保有したり、売買したりできるのかは、相当な制約があると思うが、未だ定かではない。

Q3（McDermott 氏）：ロシアの JI を考えているのか？

A3（McDermott 氏）：考えているのは、中央・東ヨーロッパからの AAU。

Q4（McDermott 氏）：AAU 取引の値段について予測はあるか？

A4（McDermott 氏）：値段については何の予想もしていないし、分からない。値段はハードプロジェクトやソフトプロジェクトなどのプロジェクトタイプによって大きく変動すると思う。

Q5（McDermott 氏）：何 t の AAU を購入する予定か？

A5（McDermott 氏）：2005 年気候変動計画で、削減量の内訳を検討しているが、優先的に取り組むのは国内対策である。国際的に達成する割合は、CDM・JI と AAU 購入とを合算したものである。

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>Q6 (Radunsky 氏): 国内型プロジェクトから発生する AAU を購入するのか？例えばニュージーランドの国内プロジェクトによる削減量の AAU など</p> <p>A6 (Radunsky 氏): それはオーストリアにとっては国内プロジェクトではない。JI プロジェクトとして購入できる可能性はあるが、オーストリアには法的制限が存在する。</p> <p>Q7 (Radunsky 氏): AAU 購入にダブルカウンティング回避が必要なのか？</p> <p>Q7 (Radunsky 氏): 連結指令は、ダブルカウンティングを伴うプロジェクトからの削減量取引を EU ETS で禁止するものである。</p> <p>Q8 (Sorensen 氏): どのようにして想定削減量が現実のものとなると知ることができるのか？</p> <p>A8 (Sorensen 氏): 経時的にモニタリングの確度を増していく。</p> <p>Q9 (Sorensen 氏): 実施保証というのはどのようにして確保するのか？</p> <p>A9 (Sorensen 氏): 企業がプロジェクトを実施する保証をネットワークで確保する。</p>
資料	<p>< 会場配布資料 > なし</p> <p>< オンライン資料 > (IETA ウェブサイト : http://www.ieta.org)</p> <ul style="list-style-type: none"> • プレゼンテーション (John Drexhag) • プレゼンテーション (Chris McDermott) • プレゼンテーション (Morten Sorensen)

文責：元田 智也 (GEC)